

## 高山市条件付き一般競争入札（事後審査方式）実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する条件付き一般競争入札（事後審査方式）（以下「競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事及び入札参加資格の決定）

第 2 条 この要領において対象となる工事（以下「対象工事」という。）及び入札に参加する者に必要な資格は、高山市契約審査委員会により決定する。

（入札公告）

第 3 条 対象工事を競争入札に付するときは、高山市契約規則（昭和 39 年高山市規則第 24 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定により、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 高山市役所前の掲示場への掲示
- (2) 高山市ホームページへの掲載
- (3) 高山市財務部契約管財課での閲覧

2 前項の公告は、規則第 6 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 条件付き一般競争入札参加申請書（事後審査方式）（別記様式第 1 号。以下「参加申請書」という。）の提出期限及び提出場所
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査方式）（別記様式第 2 号。以下「確認申請書」という。）の提出方法及び提出場所
- (3) 落札者決定方法

（入札参加申請）

第 4 条 競争入札に参加しようとする者は、参加申請書を公告に記載の提出期限までに市長に提出しなければならない。

（工事費内訳書の提出）

第 5 条 市長は、入札書の提出に併せ、入札参加者全員から対象工事に係る工事費内訳書の提出を求めるものとする。

（開札）

第 6 条 開札は、第 3 条第 2 項に規定する公告（以下「入札公告」という。）に示す入札の日時及び場所において行うものとする。

2 市長は、最も入札価格の低い者から順に入札公告に示す入札参加資格要件の審査を行い後日落札決定する旨を宣言し、開札を終了するものとする。

(確認申請書の提出)

第7条 市長は、開札後、次条第1項の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者から順に確認申請書の提出を求めるものとする。

2 確認申請書は、提出を求められた日に、財務部契約管財課へ持参して提出しなければならない。

3 落札候補者が前項の提出を求められた日に確認申請書を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格要件の審査)

第8条 市長は、前条第2項の規定により確認申請書の提出があったときは、落札候補者が入札参加資格を有しているかどうかを確認申請書等により審査し、審査の結果、入札参加資格を有している場合は落札決定とする。

2 入札参加資格の審査結果は、条件付き一般競争入札参加資格審査結果調書(別記様式第3号)により取りまとめ、入札書及び確認申請書とともに保存する。

(落札決定の通知等)

第9条 市長は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者及び入札参加者に対し、速やかに通知するものとする。

2 市長は、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して条件付き一般競争入札参加資格不適格通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

3 前項の通知書を受領した者は、通知の日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に、その理由について市長に対し書面で説明を求めることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、競争入札に関し必要な事項については、高山市契約審査委員会でその都度協議する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。